

水質監視計画

Ver. 1.3
令和3年(2021年)8月

目次

1. はじめに	1
2. 現状と課題	2
3. 水質監視計画	4
3. 1 計画の目的	4
3. 2 計画の位置付け	4
3. 3 方針	4
3. 4 施策	4
3. 4. 1 事業場の把握方法	4
3. 4. 2 事業場経営者の意識向上	5
3. 4. 3 経過及び判断根拠の明確化	5
3. 4. 4 事故時の対応	6
3. 5 目標値	14
3. 6 計画期間	15
4. おわりに	16
5. 資料	17

1. はじめに

本市の公共下水道事業は、公衆衛生の向上、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を果たすため、昭和 27 年度より建設に着手し現在汚水整備はおおむね完成している。これに伴い下水道が事業場からの排水を受け入れる機会が増加しており、また事業場が取り扱う物質も多様化してきている。

この中で、公共用水域の水質保全及び下水道施設の維持管理をしていくためには、これまでの法令等による水質規制だけでなく、事業場経営者側の意識も向上させ、事業場の協力を得ながら、一体的に事業を進めていく必要がある。

また、職員の異動や退職に伴い、経験が豊富な職員が減少していくなか、水質事故時の対応方法の明確化及び指導経過を残していく必要性が増している。

これらの状況を踏まえ、効果的かつ効率的な指導や水質事故時の対応を円滑なものとしていくため、「水質監視計画」を策定するものである。

2. 現状と課題

●事業場の把握

豊中市上下水道局（以下「局」という。）では、下水道法（以下「法」という。）等の法令に従い、公共下水道へ排除する下水の水質規制や指導（以下「水質規制等」という。）を実施している。しかしながら、事業場の中には公共下水道の使用を開始する際に局への届出を怠っている事例も見られ、届出を行った事業場にのみ水質規制等を行っているのが現状である。

結果として、未届の事業場から悪質下水が下水道施設へ流入しているおそれがあることから、早急に対策を講じていく必要がある。

●事業場の経営者の意識

排除基準の順守が適切かつ継続的に行われ、また万が一事故が生じた場合にも速やかな対応が実施されるためには、事業場の経営者や担当者の排水に対する意識の向上が不可欠である。意識の向上を図っていくためにも、まず届出内容に変更が生じた場合の局への届出が確実に行われることが必要となるが、事業場によって意識にばらつきがあり、変更の届出が提出されないことがある。届出を行うことで悪質下水に対しての最低限の意識が芽生えることから、適正に実施されるよう対策を講じる必要がある。

●経過及び判断根拠の明確化

経験豊富な職員の他部局への異動に伴い、知識や経験の乏しい職員が事業場へ水質規制等や改善命令に行くことが予想される。このことから、過去の事例の判断根拠を資料として残し、今後生じる各事象に誰でも対応できるよう整理しておく必要がある。

さらに、団塊世代職員の豊富な知識や経験についても今後期待できなくなることから、判断根拠の明確化が重要である。

現在、「工場・事業場等の水質指導要綱」（以下、「要綱」という。）に基づき、事業場に対し水質検査や立入検査を実施しているが、対象事業場や排水量などの区分により水質検査回数の最低頻度については規定されているが、頻度が増加する場合については明記されておらず、過去の経過や担当職員の判断に委ねられている。このことから見直しを図っていく必要がある。

●事故時の対応

水質事故があった場合、これまでの経験を頼りに対応しているが、「豊中市上下水道局危機管理対応指針」や「事故もしくは災害初期活動に関する要領」に基づき判断し、従うべき事故であるのかを踏まえ整理していく必要がある。また、水質事故によりその都度対応方法が変化しており、その判断基準が定められていない。このことから水質事故時に備えた事前

対策や事故発生時の対応方法、対応の判断基準を作成していく必要がある。

●目標値の設定

事業場排水の適正な水質監視は、「第2次とよなか水未来構想」にて設定されている「将来像2-2 下水道施設の継続的な維持管理と改築更新」及び「将来像4-1 環境対策」を目的として実施しており、水未来構想の具体的な施策を示している「実行計画」において、取組項目の一つとして挙げられている。しかし、具体的な数値目標が示すことができない状態となっている。これは、水質検査にて排除基準を超過した場合、検査回数を増加させることが原因となっている。

また、下水道管理のための業務指標（PI）にて設定されている、下水道排除基準に対する適合率は数値として存在しているが、算出方法が適合件数／採水件数となっており、適合していない場合に検査回数が増加することから、100%の達成は困難な状況となっている。

この中で、適正な水質監視を実施し、PIである適合率を上昇させるために、新たな数値目標を設定する必要がある。

3. 水質監視計画

3.1 計画の目的

水質監視計画は、「第2次とよなか水未来構想」にて設定されている「将来像2-2下水道施設の継続的な維持管理と改築更新」及び「将来像4-1環境対策」を実現させるため、下水道施設への負荷を低減し、公共用水域の水質を保全することを目的とする。

3.2 計画の位置付け

水質監視計画は、実行計画の取組項目である「事業場排水の適正な水質監視」を実現させるために策定する。また、水質事故対応を踏まえたものであることから、重大な影響を与えおそれがあると判断された場合は、局の危機管理対応指針に従うものとする。(図-1)

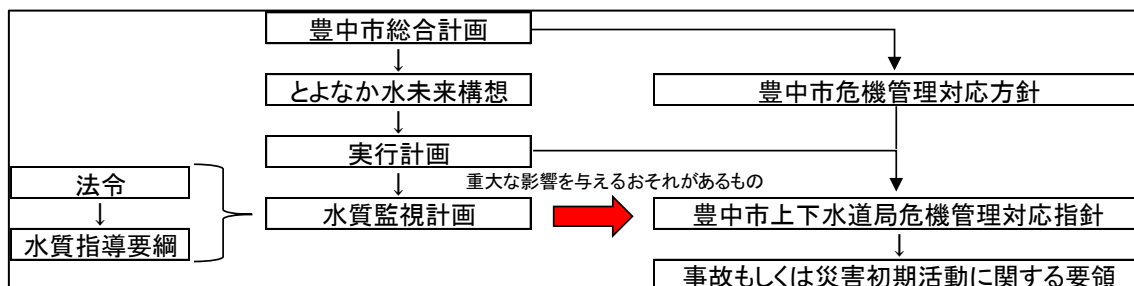


図-1 計画の位置付け

3.3 方針

事業場の実態を正確に把握し、検査と指導を通して、水質事故の発生を未然に防止するとともに、万が一水質事故が発生した場合にも速やかな対応を目指す。

3.4 施策

3.4.1 事業場の把握方法

(1) 特定事業場

特定施設を設置する事業場は、下水道管理課に特定施設設置の届出が必要であるが、法令を理解せず、適切な届出を行っていない事業場がある。必要な届出を確実に実施してもらえるよう、関係機関の情報を利用することで事業場の抽出を漏れなく行い、事業内容の詳細を確認の上、事業場の把握を行う。さらに、特定施設に該当する場合は、届出や排水の指導を行う。

事業場を抽出するための情報提供は以下の通りとする。(資料-1)

① 建築部局からの情報活用

開発に係る事前相談書の土地利用及び、建築確認申請の主要用途を確認し、特定施設を設置する事業場に該当するか確認を行う。

特定施設に該当する可能性があれば、事業内容、設備の詳細の確認を行い判断する。

② 保健衛生部局への情報提供依頼

食品製造業、飲食業、クリーニング業、旅館業は、事業場の新設、変更、開始の際に、保健衛生部局に届出が必要である。このことから年度当初に前年度に届出があった事業者リストの提出を依頼し、抽出を行う。

③ 消防部局への情報提供依頼

危険物を一定量製造、貯蔵し、取り扱う事業場は消防の許可が必要であり、ガソリンスタンドや自動車整備工場等は特定施設となる自動式車両洗浄施設を設置する可能性がある。このことから、消防部局に年度当初に前年度に届出があった危険物取扱

事業者リストの提出を依頼し、抽出を行う。

④環境部局との情報共有

環境部局は、水質汚濁防止法に基づく特定事業場を把握するとともに、大気汚染防止法や公害防止に基づく事業場名を把握している。新たに設置される事業場を把握するため情報共有を随時行う。

⑤機械メーカーへの情報提供依頼

特定施設である自動式フィルム現像洗浄施設を設置する事業場は、上記①～④の情報では漏れるおそれがある。このことから、市内の販売実績情報を確認するため、機械メーカーへ情報提供を依頼し、抽出を行う。

(2)非特定事業場

①排水量の多い事業場

使用水量の多い事業場は、排水の水質が下水道施設に与える影響が大きいため、1日の使用水量が50 m³以上の事業場を前年度の水道使用量実績から抽出を行う。

②透析医療機関

透析医療機関は、排水の水素イオン濃度が排除基準に適合しないおそれがあり、下水道施設に損傷を与える事例が発生しているため、排水の水質を監視する。「医療機能情報提供制度（医療情報ネット）」により透析医療機関の抽出を行う。

③その他

特定事業場ではないが、有害物質及び油を排出する可能性がある事業場についても抽出を行う。

3.4.2 事業場経営者の意識向上

「3.4.1 事業場の把握方法」から抽出した事業場については、必要に応じて定期的な水質検査を行い、自主検査結果の報告を徴収するとともに、立入検査を実施する。

また、経営者や担当者の意識向上を図るため、監視対象事業場に対し5年に1度立入検査を実施する。適切な事業場の運営の基で、常に排水が基準値を下回るよう監視することを意識させるとともに（排除基準の順守）、変更がある場合には必要な届出の提出を指導する。

さらに、水質事故時には早急に下水道管理課へ連絡するよう指導し、事故時の対応を円滑にする。

※水質検査、自主検査、立入検査の詳細は要綱による。

3.4.3 経過及び判断根拠の明確化

効率的かつ継続的に事業場に対し指導を行うためには、監視対象事業場の選定や基本となる水質検査回数等の決定を行い、それぞれの特性に応じた指導を行う必要がある。

効率的に事業場排水指導を行うための基本的な流れを以下に示す。

(1)水質検査回数の決定

- ① 要綱第2条（水質検査）の規定に基づき、水質検査・指導が必要な事業場を選定し、前年度の事業場の違反の有無（資料-2）を参考に水質検査回数の決定を行い、年間の水質検査計画を策定する。
- ② 事業場の過去の違反回数や事象の重大さで水質検査回数を決定する場合は、その判断根拠を明記する。

- ③ 新規の事業場は、特定施設の有無、使用原材料・使用薬品、排水量等、届出事項を基に、要綱に従って水質検査回数を決定する。

(2) 水質検査の実施・指導

- ① 事業場の水質検査実施後、水質検査結果は、「水質検査記録表」や「事業場指導記録簿」（資料 - 3）に記録する。
- ② 水質検査の結果、排除基準の超過が判明した事業場に対しては、速やかに必要な応急措置を行うよう指示するとともに、原因と改善内容について報告書の提出を求め、内容によっては、立入検査の回数を増やす事も考慮する。
行政措置内容、排除基準を超過した原因と講じた措置、事業者への指示事項等を、「事業場指導記録簿」に記録し、保管する。

(3) 水質検査結果の検証

- ① 事業場の違反の有無、違反回数や事象の重大さ等に応じて、次年度の水質検査回数の見直しを検討する。
- ② 水質分析項目は、水質検査結果及び自主検査結果の検出状況、使用原材料、事業場からの届出書、聞き取り調査等を参考に見直しを検討する。
- ③ この他、「事業場指導記録簿」の内容等から判断して、水質検査、指導に関して見直しが必要かどうかを検討する。

(4) 次年度の水質検査回数の見直し

水質検査結果の検証から、水質検査回数や水質分析項目等を見直し、次年度の水質検査計画に反映させる。また、事業場排水指導方法の変更が必要な場合には、適切な時期に要綱の見直しを行う。

このようなPDCAサイクルを実践し、事業者ごとに見直した年間の水質検査計画に基づき、水質検査を実施し、基準超過の頻繁な事業場に重点を置いた水質改善に向けた指導を行うことで、事業場指導の質の向上を図ることが期待できる。

3.4.4 事故時の対応

(1) 事業場への事前対策

水質検査、自主検査並びに立入検査が確実に実施されることで事業場の排水に対する意識が向上し、適切な運営がされることで水質事故の削減が期待できる。

また、事業場の抽出や立入検査によって事業内容を把握しておくことで、水質事故が発生した場合の原因と、その特定を迅速に進めることができることから、「3.4.1 事業場の把握方法」及び「3.4.2 事業場経営者の意識向上」の取組みが重要となる。

事業場で水質事故が発生した場合に処理場にも適切かつ迅速に連絡を行うためにも水質検査や立入検査時の事業場への指導を確実にを行う。

(2) 局内での事前対策

① 連絡体制

水質事故が発生した場合には初期対応が最も重要である。

初期対応を円滑に実施するためには、事前の連絡体制の整備が不可欠である。このことから、水質事故発生時の通報を集約する担当窓口、水質事故発生時に連絡する関係機関、閉庁時（夜間及び土日祝）における事業場からの通報の受信及び連絡体制の整備等について整理しておかなければならない。

局内の水質事故発生時の緊急連絡体制は、水質事故のパターンに応じて、以下（資料 - 4）のとおりとする。

- 『①処理場に悪質下水が流入した場合』
 - 『②事業場から排除基準を超過した悪質下水が放流された場合』
 - 『③水路や河川に悪質下水が放流された場合』
 - 『④異常な臭気（下水の臭気以外）がした場合』
- また、関係機関の連絡先一覧を資料 - 5 に示す。

②事業場情報の整理

水質事故に適切に対処していくためには、処理区内の事業場が取り扱っている有害物質等の情報を整理しておく必要がある。

法に規定されている特定施設の設置等の届出に基づき、処理区域内の事業場の業種や所在地、排水量、有害物質の種類並びに除害施設の有無等を整理し、GIS（地図情報システム）に取得した情報を保管しておく。

(3) 事故時の対応

①事故判断基準と対応

水質事故が発生した場合の判断基準を緊急度とその程度に応じてランク分けし、それぞれ対応を表-1 に示す。また、緊急対応基準図を図-2 に示す。

なお、緊急レベルⅢの「有害物質」及び「油」の定義は、法第 12 条の 9 第 1 項に規定されている有害物質及び油とする。

ただし、有害物質のうち、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物については処理場で処理可能であるため、処理場の対応は通常対応とする。

表 - 1 緊急レベルと判断基準

	判断基準	対応内容
緊急レベルⅠ	【放流管理基準を超過】 処理場の放流水において、排水基準を超過する、またはそのおそれがあるとき（法令違反となり、重大な影響を与えるおそれがあるとき）	<ul style="list-style-type: none"> ・通常業務を中止し、早急に対策を実行する。 ・「危機管理対応指針」及び「事故もしくは災害初期活動に関する要領」に従い、事故報告と必要部署への連絡をする。
緊急レベルⅡ	【流入管理基準を超過】 処理場の流入水において、流入管理基準を超過するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・通常業務を中止し、早急に対策を協議し実行する。 ・必要部署へ連絡をする。
緊急レベルⅢ	【緊急対応基準を超過】 処理場の流入水において、流入管理基準は超過していないが、事業場が有害物質の排除基準を超過する、またはそのおそれがあるとき	<ul style="list-style-type: none"> ・通常業務を中断し、処理場と協議し、対策を実行する。（水質検査のお願い等） ・事業場へ原因調査及び対策するよう指導する。 ・必要部署へ連絡をする。
	油及び濁水が水路や河川に放流される、またはそのおそれがあるとき	<ul style="list-style-type: none"> ・通常業務を中断し、事業場へ原因調査及び対策をするよう指導する。 ・原因特定できない場合は、現地調査等の必要な対策をする。 ・必要部署へ連絡をする。
通常対応	<p>【事業場排除基準を超過】 処理場の流入水において、流入管理基準は超過していないが、事業場が排除基準を超過する、またはそのおそれがあるとき</p> <p>下水の臭気以外の異常な臭気が発生したとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業場へ原因調査及び対策をするよう指導する。 ・原因特定できない場合は、現地調査等必要な対策をする。 ・必要に応じて処理場及び必要部署へ連絡する。

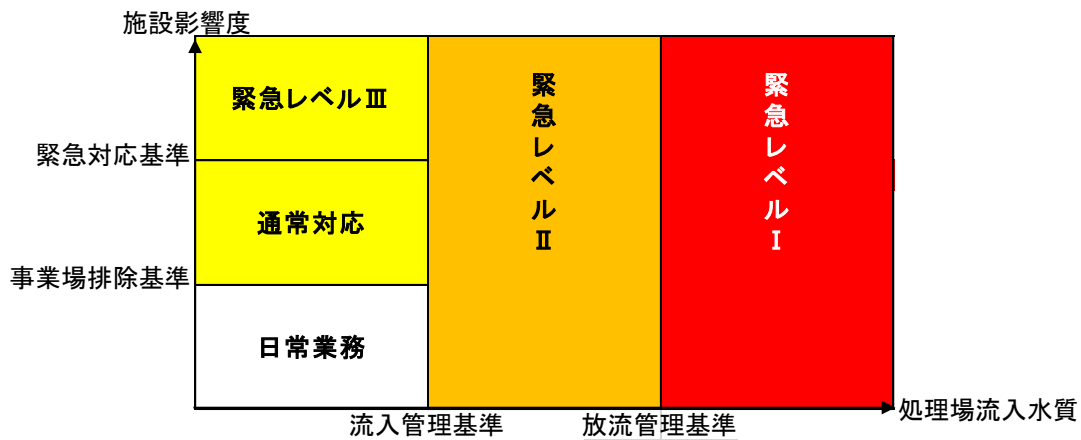
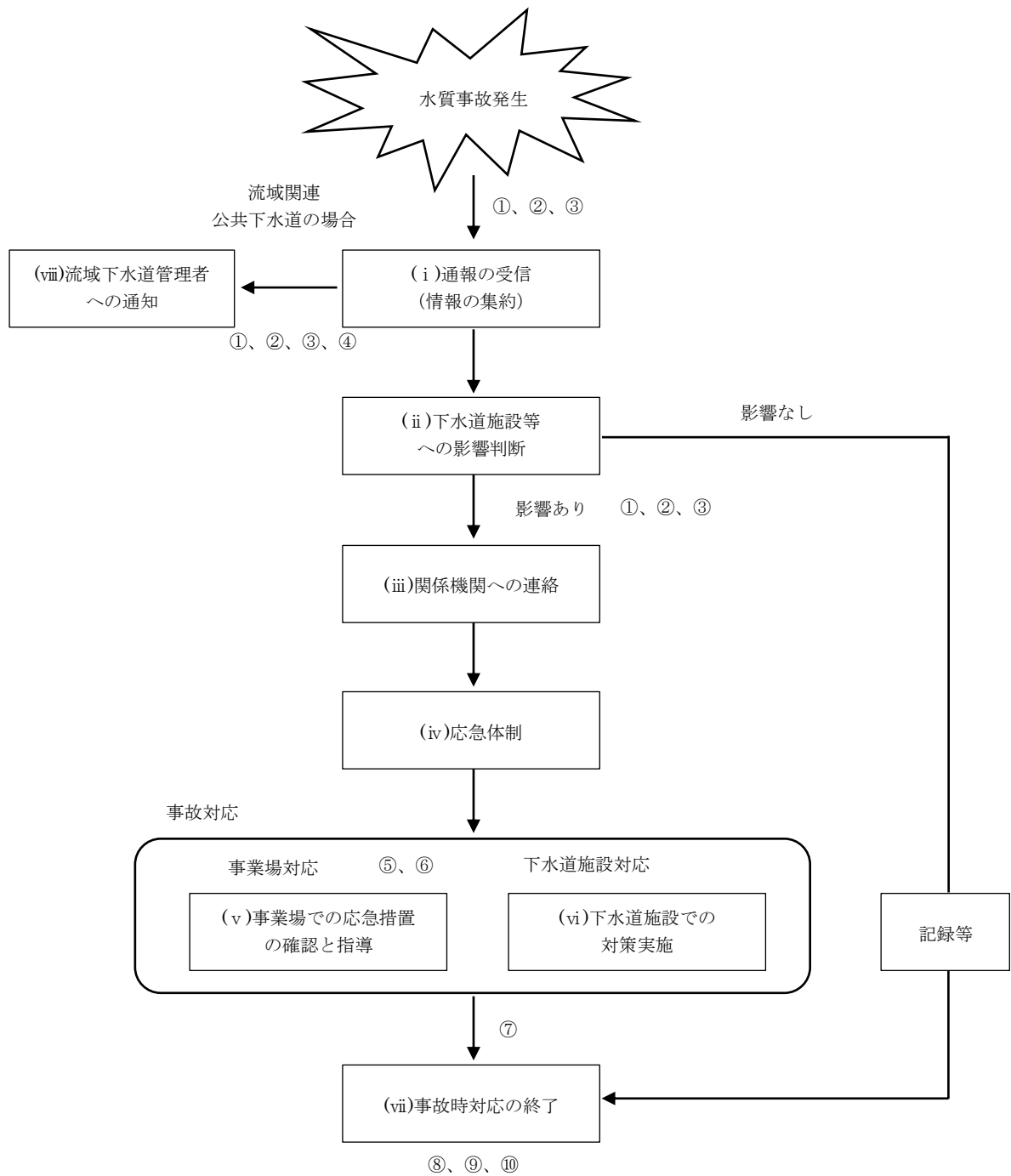


図 - 2 緊急対応基準図

②事故発生時の対応方法

(ア)事故発生時の対応事例

水質事故発生時の基本的な対応フローは、図-3のとおりとする。



【様式】

- ①：有害物質等流入事故通報受信用紙（局内用：通報時）
- ②：水質事故時通信票（事業者用：事故発生時）
- ③：悪質下水流入概要報告書（処理場用：悪質下水流入時）
- ④：有害物質流入事故の通知書（局内用：流域下水道管理者への通知）
- ⑤：現場調査記録用紙（局内用：立入検査時）
- ⑥：応急措置命令書（局内用：応急措置未実施時等）
- ⑦：事故届出書（事業者用：事故対応終了時）
- ⑧：事故対応報告書（局内用：事故対応終了時）
- ⑨：事故再発防止措置計画届出書（事業場用：事後対策時）
- ⑩：事故再発防止措置完了届出書（事業場用：事後対策時）

図-3 事故発生時の流れ

また、水質事故判断基準に合わせた対応パターンを資料 - 6 に示す。水質事故が発生した際には、初期対応が重要となることから、必ず初期対応を迅速に行うものとする。

(イ) 具体的対応

(i) 通報の受信（情報の集約）

水質事故の通報を受信した場合は、事前に構築している局内の連絡体制を用いて速やかに関係者に連絡する。また、適切な事故対応を講ずるために、受信情報を一元化する必要がある。

水質事故は、以下のように認知される。

- ・ 事故発生源の事業場からの連絡
- ・ 下水道施設内において職員が発見
- ・ 市民等からの通報
- ・ 事業場排水の水質から判明
- ・ 処理場の流入水質等から判明

局職員が、水質事故の第一報を受けた場合には、通報者から次の事項を聴取し、『有害物質等流入事故通報受信用紙』に記録する。

- ・ 通報者の氏名
- ・ 通報者の連絡先（特定事業場の場合は、特定事業場名及び所属等）
- ・ 事故の発見日時
- ・ 事故の場所（特定事業場の場合は、特定事業場名）
- ・ 有害物質等の種類
- ・ 事故の内容
- ・ 下水道施設への影響
- ・ 警察や消防等の関係機関への通報の有無

また、水質事故発生源の事業場から連絡を受けた場合、事業場排水の水質から判明した場合には、『水質事故時通信票』、下水道施設内において職員が発見した場合、処理場の流入水質等から判明した場合には、『悪質下水流入概要報告書』を用いて、FAX 等により行うこととする。

(ii) 下水道施設等への影響判断

局内で集約された水質事故情報を踏まえ、直ちに管渠内作業者等の人命確保を図る。下水道施設の維持管理に携わる職員等の人的被害、下水道施設の影響がある場合には、関係機関への連絡や応急体制の構築等の対応を行う。

下水道施設への影響レベルとその対応については、表 - 1 のとおりとする。

(iii)関係機関への連絡

受信した情報は、状況に応じて速やかに処理場、水路部局、環境部局、警察、消防等の関係機関に連絡する。事故の影響が甚大であると想定される場合には、マスコミへの連絡についても行う必要がある。

関係機関へは基本的に、情報を集約する担当窓口から連絡することになるが、局内においては、水質事故発生時の緊急連絡体制に基づき、水質事故のパターン（資料-4）に応じて実施する。

関係機関に連絡する場合には、電話連絡とともに、『有害物質等流入事故通報受信紙』、『水質事故時通信票』、『悪質下水流入概要報告書』を用いて、FAX 等により行うこととする。この際、個人情報の取り扱いに留意する。

(iv)応急体制

水質事故の通報内容を踏まえ、速やかに事故対応（事業場での応急措置の確認と指導、下水道施設における対応等）のための体制を構築する。

夜間や土日等の閉庁時には、必要に応じて人員を招集する。

(v)事業場での応急措置の確認と指導

水質事故発生源の事業場の状況を把握した上で、職員が事業場等へ急行し、現場の状況を確認し、『現場調査記録用紙』に記録する。

事業場が水質事故時の措置を講じていないと認められるときは、口頭にて応急の措置を命じるとともに、必要に応じて『応急措置命令書』を発行して通知する。

(vi)下水道施設での対策の実施

水質事故の通報の内容を踏まえ、排水施設及び処理施設で必要な対策を講じる。

局内における水質事故発生時の対応方法については、水質事故のパターン（資料-4）に応じて実施する。

(vii)事故時対応の終了

水質事故への対応結果を踏まえて、水質事故時対応の終了を判断し、速やかに関係者に連絡する。

水質事故対応の終了については、以下の事項をもとに判断する。

a. 事故発生源の状況

- ・有害物質等の流出は完全に止まっているか。
- ・有害物質等が再び流出する恐れはないか。

b. 下水管渠内

- ・ 下水管渠内に有害物質等が残存していないか。

c. 処理場の状況

- ・ 有害物質等が流入していないか。(流入水質の測定)
- ・ 活性汚泥の働きが正常か。(放流水質の測定)

d. 放流先

- ・ 放流水中の有害物質等が基準値を超えて含まれていないか。(放流水質の測定)

分流式下水道での水質事故の場合には、事故後の降雨等によって雨水管から残存する油等が流出する場合がある。

水質事故対応終了後は、発生源の事業場に対して、『事故届出書』を速やかに提出するよう求める。

(viii)流域下水道管理者への通知

水質事故時に、有害物質等を含む下水が流域関連公共下水道に流入した場合、当該公共下水道が接続する流域下水道(雨水流域下水道を除く)の処理場に流入するおそれがあることから、水質事故の状況等の届出を受けた流域関連公共下水道管理者は、届出の内容等を速やかに流域下水道(雨水流域下水道を除く)の管理者に通知しなければならない。

流域関連公共下水道における水質事故発生時においては、流域関連公共下水道管理者と流域下水道管理者の両者間の連携が必要となることから、応急時に対応できるよう連絡体制の整備が重要である。

(ix)事業場から水質事故の通報がない場合における事故発生箇所の把握

処理場において有害物質等の流入を確認したが、水質事故の発生源である事業場からの通報がない場合は、水質事故の拡大を防ぐべく発生源の特定が必要となる。

事業場から水質事故の通報があった場合についても、有毒ガスや臭気の発生等近隣への被害が予想される場合には、被害が予想される範囲に対しての調査が必要である。

事業場から水質事故の通報がない場合における水質事故発生箇所の調査については、以下のとおりとする。

(i)調査時の準備

準備が必要な資機材等は次のとおりである。(リストは資料 - 7 参照)

- ・ 停止表示機材、三角コーン、迂回表示板、作業灯等の道路交通上の安全を確保する機材及び身分証明書
- ・ 事業場台帳、幹線図等予想される場所を確認する資料

- ・マンホールキー、有毒ガス検知器、採水バケツ、試料容器、前処理試薬、pH簡易試験紙、ガス検知器及び簡易分析機等の水質検査の実施に必要な機材

(ii) 処理場の有害物質等の流入状況の確認

処理場の有害物質等の流入状況については、以下の事項を確認する。

- 有害物質等の流入状況
 - ・有害物質等の流入幹線の特定
 - ・有害物質等の流入状況が継続的か、断続的か
- 有害物質等の検出状況
 - ・有害物質等の濃度はどのくらいか（通常値の何倍か）

(iii) 調査

処理場の有害物質等の流入状況から、以下の事項を調査する。

- 有害物質等の取扱事業場への立入検査
 - ・特定施設及び除害施設等（配管、貯留タンクを含む）の異常の有無
 - ・有害物質等の使用、保管、廃棄状況
 - ・事業場排水の水質検査（簡易分析を含む）
（必要に応じて、自動採水器による24時間採水）
- 処理場への流入幹線調査（資料-8）
 - ・三角コーン、バリケード等を用いて周囲の安全を確保した後、マンホールを開放し調査を実施する。
 - ・マンホール内の作業を行う前に、必ず酸素濃度等測定器（有毒ガス検知器）を用いて酸素濃度等を確認する。
 - ・下水を採取し、臭気や色の確認の他、簡易分析等を行うとともに、採取した下水を下水道施設課又は委託業者に水質検査を依頼する。
 - ・異常が確認された下水のマンホールの上流側を追跡調査し、発生源の絞り込みを実施する。

(iv) 広報

当該有害物質等の取扱事業場及び関連事業場に対して、当該事案の啓発ビラを配布し、周知させる。

下水の異常を確認し発生源を特定した場合は、「(i)(v)事業場での応急措置の確認と指導」の措置を講ずる。

水質事故発生時（事業場等から事故の通報がない場合）の対応方法については、『①処理場に悪質下水が流入した場合』のとおりとする。

(e) その他の物質の対応

水質汚濁防止法、下水道法等で事故時の規制はされていないものの、事故によって大量に流入することにより、下水道施設に影響を及ぼしたり、処理場を経由して公共

用水域等へ排出され、流域住民の生活環境や放流先下流での取水、生態系等に影響を及ぼしたりする物質が考えられる。

その他の物質の対応については、水質事故時の措置の周知、徹底の過程で、適切な対応（応急の措置、水質事故時の届出等）を事業場に働きかけていくこととする。

(ウ)事後対策

(i)事故対応報告書の作成

水質事故対応終了後は、関係者（通報受信者、事業場での現場確認者、下水道施設での対策実施者等）の記録及び事業場からの事故届出書を集約し、速やかに、『事故対応報告書』を作成する。

(ii)局内での情報共有

事故対応報告書を作成後、局内で情報の共有化を図る。

情報共有を常に実施することで、職員が実際に起きた事故対応の知識が共有でき、今後の水質事故対応方策の改善、局内独自の事故対応マニュアル作成や改訂につなげていくことができる。

(iii)再発防止策の指導

水質事故が発生した事業場に対して、再発防止等の取り組みの重要性を指導し、今後二度と水質事故が起きる事がないよう意識させることが大切である。

再発防止策の指導は、水質事故の発生原因に応じて指導すべき内容が異なるため、事故発生源の事業場から提出された事故届出書の内容を踏まえ、適切な指導を行う。

特に、事業場内でのハード面の再発防止対策が必要な場合は、『事故再発防止措置計画届出書』の提出を求める。併せて、事故再発防止措置が完了した場合は、『事故再発防止措置完了届出書』の提出を求める。

3.5 目標値

事業場を把握し、水質検査や立入検査を実施し指導することにより、水質管理の重要性を認識させ、より一層水質管理を徹底させることにより、違反を未然に防止することを目的として、5年間で対象事業場に対し立入検査を行う。事業場の詳細を把握していれば、水質事故発生時にも迅速に対応できることから、定期的に立入検査を行うことは重要である。

令和2年度から令和6年度までの5年間で対象事業場を立入検査する。なお、立入検査する対象事業場は、平成30年度末の時点で把握しているものとする。(表-2)

表 - 2 対象事業場数

事業場分類		監視対象事業場	水質検査 対象事業場	立入検査 対象事業場
特定 事業場	直罰対象事業場	46	36	46
	除害施設設置対象 事業場	155	11	155
除害施設設置対象事業場		24	16	24
法 11 条の 2 第 1 項対象事業場		34	1	1
合計		259	64	226

3.6 計画期間

計画期間は5年間とし、その都度見直していくものとする。法の改正や水質事故対応フロー及び連絡体制等、修正が必要な部分を反映させ、実際に水質事故が発生した場合の課題及び問題点も次に活用できるようにしていくものとする。

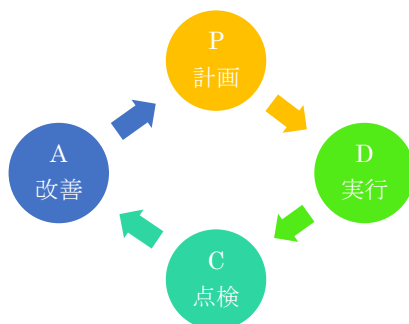


図-4 PDCA サイクル

4. おわりに

今回の計画は、「2. 現状と課題」に記載した課題を解決するために策定したものである。依然として残っている課題としては、ラーメン屋等の使用水量は少ないが、油を多量に流す事業場への対応方法、またリフォーム工事による新たな事業場ができた場合の把握方法が挙げられる。この他、今後新たな課題が発生する可能性もあることから、情報収集に努め、課題の解決方法を次期計画に反映させていくものとする。

5. 資料

資料 - 1…特定施設一覧表

資料 - 2…指導対象事業場における水質検査頻度の根拠

資料 - 3…水質検査記録表及び事業場指導記録簿

資料 - 4…水質事故発生時の緊急連絡体制

資料 - 5…関係機関の連絡先一覧

資料 - 6…水質事故発生時の対応方法

資料 - 7…事故対応に必要な資機材リスト

資料 - 8…処理場への流入幹線調査箇所

資料 - 9…様式集

資料 - 10…用語集

資料-1 特定施設一覧表

	特定施設リスト	建築基準法	保健所
1	<p>鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 選鉱施設</p> <p>ロ 選炭施設</p> <p>ハ 坑水中和沈でん施設</p> <p>ニ 掘削用の泥水分離施設</p>	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
102	<p>畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 豚房施設（豚房の総面積が五〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</p> <p>ロ 牛房施設（牛房の総面積が二〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</p> <p>ハ 馬房施設（馬房の総面積が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</p>	畜舎 08420	
2	<p>畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）</p> <p>ハ 湯煮施設</p>	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
3	<p>水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 水産動物原料処理施設</p> <p>ロ 洗浄施設</p> <p>ハ 脱水施設</p> <p>ニ ろ過施設</p> <p>ホ 湯煮施設</p>	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
4	<p>野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 洗浄施設</p> <p>ハ 圧搾施設</p> <p>ニ 湯煮施設</p>	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
5	<p>みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 洗浄施設</p> <p>ハ 湯煮施設</p> <p>ニ 濃縮施設</p> <p>ホ 精製施設</p> <p>ヘ ろ過施設</p>	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	みそ製造業、しょう油製造業、ソース類製造業
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
7	<p>砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 洗浄施設（流送施設を含む。）</p> <p>ハ ろ過施設</p> <p>ニ 分離施設</p> <p>ホ 精製施設</p>	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	あん類製造業
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	

資料-1 特定施設一覧表

	特定施設リスト	建築基準法	保健所
10	飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	清涼飲料水製造業、乳酸菌飲料製造業
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場 08430	
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
13	イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 洗だめ及びこれに類する施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	めん類製造業
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	豆腐製造業
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	

資料-1 特定施設一覧表

	特定施設リスト	建築基準法	保健所
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
18の3	たばこ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケツト機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
20	洗毛業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
21	化学繊維製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
22	木材薬品処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	

資料-1 特定施設一覧表

	特定施設リスト	建築基準法	保健所
23	<p>パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設 	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
23の2	<p>新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設 	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
24	<p>化学肥料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設 	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
25	削除		
26	<p>無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設 	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
27	<p>前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設 	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	

資料-1 特定施設一覧表

	特定施設リスト	建築基準法	保健所
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
30	発酵工業（第五号、第十号及び第十三号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ ステレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	

資料-1 特定施設一覧表

	特定施設リスト	建築基準法	保健所
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
37	前六号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第五十一号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ ニーエチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
38	石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（一・四・ジオキサンが発生するものに限る、洗浄装置を有しないものを除く。）	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
39	硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	

資料-1 特定施設一覧表

	特定施設リスト	建築基準法	保健所
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
41	香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
46	第二十八号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
47	医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設（第二条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） ホ 廃ガス洗浄施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
49	農薬製造業の用に供する混合施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
50	第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
52	皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	

資料-1 特定施設一覧表

	特定施設リスト	建築基準法	保健所
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 研摩洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
54	セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
55	生コンクリート製造業の用に供するパツチャープラント	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破砕施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
59	砕石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破砕施設 ロ 水洗式分別施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
61	鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設（熔融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 へ 湿式集じん施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	

資料-1 特定施設一覧表

	特定施設リスト	建築基準法	保健所
64の2	水道施設（水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第三条第八項に規定するものをいう。）、「工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第六項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第二十一条第一項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの（これらの浄水能力が一日当たり一立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 沈でん施設 ロ ろ過施設		簡易専用水道
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
66	電気めつき施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
66の2	エチレンオキサイド又は一・四-ジオキサン <small>の混合施設（前各号に該当するものを除く。）</small>	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
66の3	旅館業（旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定するもの（住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二条第三項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第二条第四項に規定する下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ちゆう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設	ホテル又は旅館 08400	
66の4	共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第六条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゆう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゆう房施設（総床面積が三六〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）		飲食店営業
66の6	飲食店（次号及び第六十六号の八に掲げるものを除く。）に設置されるちゆう房施設（総床面積が四二〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	飲食店（次項に掲げるものを除く。） 08450 田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店 08650②	飲食店営業
66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゆう房施設（総床面積が六三〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	食堂又は喫茶店 08452	飲食店営業、喫茶店営業
66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゆう房施設（総床面積が一、五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	料理店 08570 キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー 08580 ダンスホール 08590	飲食店営業
67	洗濯業の用に供する洗浄施設		クリーニング業
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設		
68の2	病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が三〇〇以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの イ ちゆう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設	病院 08260	
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設 08620	
69の2	卸売市場（卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第二項に規定するものをいう。以下同じ。）（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が一、〇〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場	卸売市場 08610	
70	廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第十四号に規定するものをいう。）	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	

資料-1 特定施設一覧表

	特定施設リスト	建築基準法	保健所
70の2	自動車特定整備事業（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十七条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が八〇〇平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）	工場（自動車修理工場を除く。） 08340 自動車修理工場 08350	
71	自動式車両洗浄施設		
71の2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設	大学又は高等専門学校 08110 専修学校 08120 各種学校 08130	
71の3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定するものをいう。）である焼却施設	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設 08620	
71の4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第一号、第三号から第六号まで、第八号又は第十一号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第十四条第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第十四条の四第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十二号から第十三号までに掲げる施設	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設 08620 火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設 08620	
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
72	し尿処理施設（建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇〇人以下のし尿浄化槽を除く。）	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設 08620	
73	下水道終末処理施設	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設 08620	
74	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前二号に掲げるものを除く。）	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設 08620	

資料-1 特定施設一覧表

	特定施設リスト	建築基準法	保健所
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
9	四クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
10	二・三・ジクロロロー・四・ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
11	八・十八・ジクロロ五・十五・ジエチル五・十五・ジヒドロジインドロ [三・ニ―b: 三'・ニ'―m] トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
13	垂鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの垂鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340	

資料-1 特定施設一覧表

	特定施設リスト	建築基準法	保健所
15	別表第一第五号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設 08620	
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設 08620	
17	フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成六年政令第三百八号）別表一の項、三の項及び六の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	工場（自動車修理工場を除く。） 08340 火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設 08620	
18	下水道終末処理施設（第一号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設 08620	
19	第一号から第十七号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第一号から第十七号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限る、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設 08620	

資料-2 水質検査頻度の根拠

指導対象事業場における水質検査頻度の根拠

事業場名	住所	産業分類 (小分類)	特定施設 種類	日排水量 (H28年度)	日排水量 (H29年度)	日排水量 (H30年度)	排出項目	年間検査頻度 (H30年度)	年間検査頻度 (R元年度)	違反有無 (H28年度)	違反有無 (H29年度)	違反有無 (H30年度)	年間検査頻度 (H30年度)	年間検査頻度 (R元年度)	年間検査頻度 (R元年度)	年間検査頻度 (R元年度)	年間検査頻度 (R元年度)	
A事業場	豊中市○○町○○-○○-○○	○○○○	○○、○○、○○	156.2	114.3	118.7	健康項目、環境項目	4回/2回以上	4回/2回以上	無	無	無	2回	2回	2回	2回	2回	2回
B事業場	豊中市□□町□□-□□-□□	□□□□	—	73.0	73.5	71.8	環境項目	2回/1回以上	2回/1回以上	無	無	無	2回	2回	2回	2回	2回	2回
C事業場	豊中市△△町△△-△△-△△	△△△△	△△、△△	40.2	43.3	41.0	健康項目、環境項目	4回/2回以上	2回/1回以上	無	無	無	2回	2回	4回	4回	2回	2回
D事業場	豊中市◎◎町◎◎-◎◎-◎◎	◎◎◎◎	◎◎	273.9	266.3	256.8	環境項目	3回/2回以上	4回/2回以上	有	有	有	3回	3回	4回	4回	4回	4回
E事業場	豊中市◇◇町◇◇-◇◇-◇◇	◇◇◇◇	◇◇	11.9	14.6	14.9	健康項目、環境項目	4回/2回以上	2回/1回以上	有	有	有	4回	4回	2回	6回	4回	4回
F事業場	豊中市▽▽町▽▽-▽▽-▽▽	▽▽▽▽	▽▽	12.4	11.2	10.2	環境項目	適時	適時	無	無	無	2回	2回	2回	2回	2回	2回
G事業場	豊中市●●町●●-●●-●●	●●●●	●●	3.8	3.2	3.1	健康項目、環境項目	4回/2回以上	2回/1回以上	無	無	無	2回	2回	4回	4回	2回	2回
H事業場	豊中市■ ■ ■ ■町■ ■ ■ ■-■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	—	—	—	環境項目	適時	適時	—	—	—	適時	適時	—	—	2回	2回

※ 「工場・事業場等の水質指導要綱」の改正(平成31年4月1日改正)に伴い、R元年度から年間検査頻度が変更

※ 各指導対象事業場の水質検査は、少なくとも7年2回実施

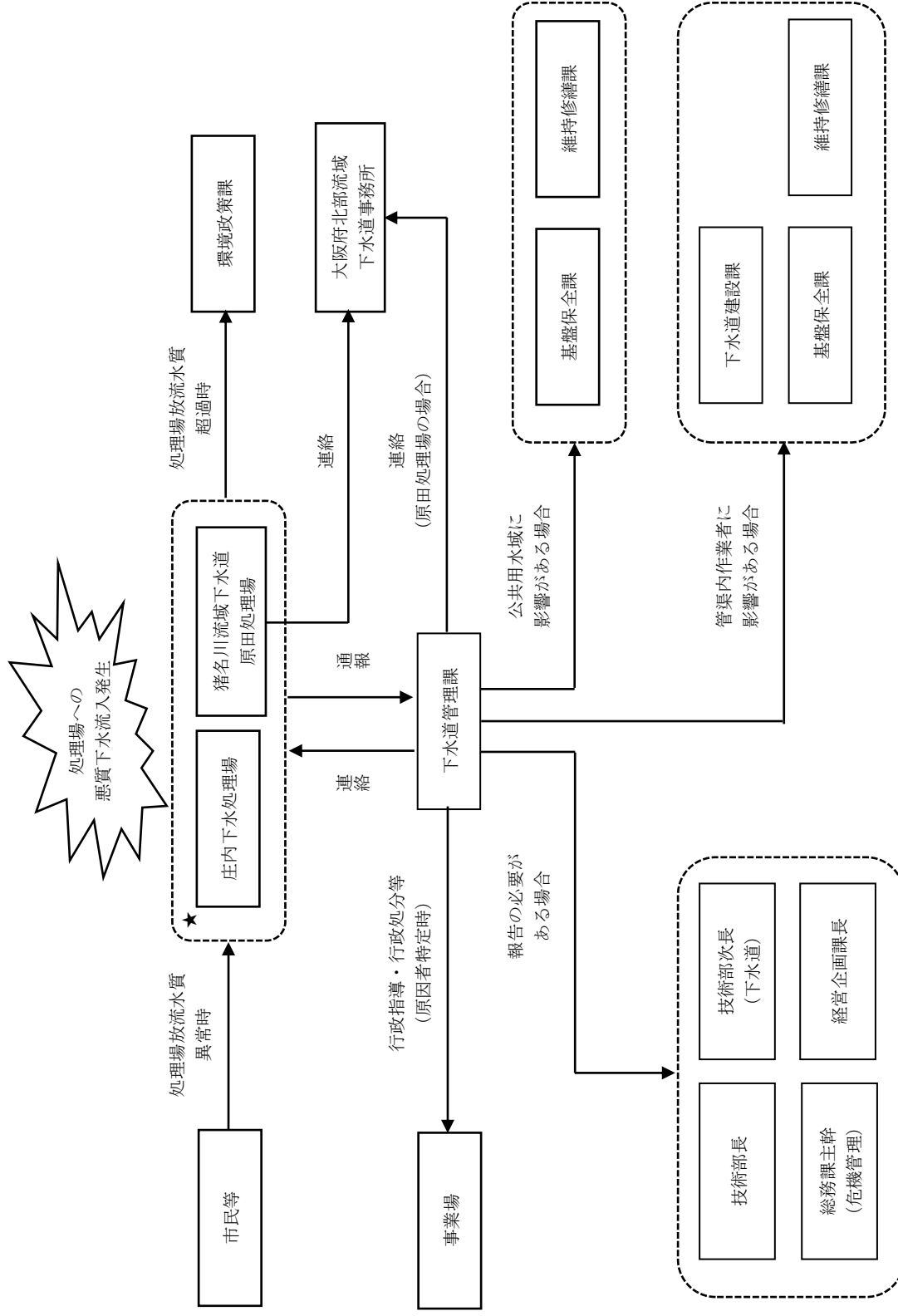
事業所名: A事業場

特定

	2016/4/12		2016/7/11		2016/10/4		2017/1/24		2017/4/11		2018/5/15	
	通知書番号	採水時刻	採水時刻	採水時刻	採水時刻	採水時刻	採水時刻	採水時刻	採水時刻	採水時刻	採水時刻	採水時刻
特記事項	45	10:40	10:35	10:30	10:35	10:30	10:30	10:25	10:38	10:38	10:38	10:38
水温	21.5	29.0	7.6	16.0	30.0	10.6	18.0	10.2	31.5	10.0	10.0	10.0
水素イオン濃度	5~9											
生物化学的酸素要求量	600											
化学的酸素要求量	-											
浮遊物質	600											
動物油脂類含有量	30											
鉱油類含有量	5											
窒素含有量	240											
りん含有量	32											
ヨウ素消費量	220											
カドミウム及びその化合物	0.03											
シアン化合物	1											
有機りん化合物	1											
鉛及びその化合物	0.1											
六価クロム化合物	0.5											
ヒ素及びその化合物	0.1											
総水銀	0.005											
アルキル水銀化合物												
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003											
トリクロロエチレン	0.1											
テトラクロロエチレン	0.1											
ジクロロメタン	0.2											
四塩化炭素	0.02											
1,2-ジクロロエタン	0.04											
1,1-ジクロロエチレン	0.2											
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4											
1,1,1-トリクロロエタン	3											
1,1,2-トリクロロエタン	0.06											
1,3-ジクロロプロペン	0.02											
チウラム	0.06											
シマジン	0.03											
チオベンカルブ	0.2											
ベンゼン	0.1											
セレン及びその化合物	0.1											
ホウ素及びその化合物	10											
フッ素及びその化合物	8						2.4	0.13	0.14	0.14	0.14	0.14
1,4-ジオキサン	0.5											
フェノール類	5											
銅及びその化合物	3											
亜鉛及びその化合物	5											
鉄及びその化合物(溶解性)	10											
マンガン及びその化合物(溶解性)	10											
クロム及びその化合物	2											
ダイオキシン類	10											
アンモニア性、亜硝酸性、硝酸性窒素含有量	380											
ニッケル及びその化合物	-											

指導記録等

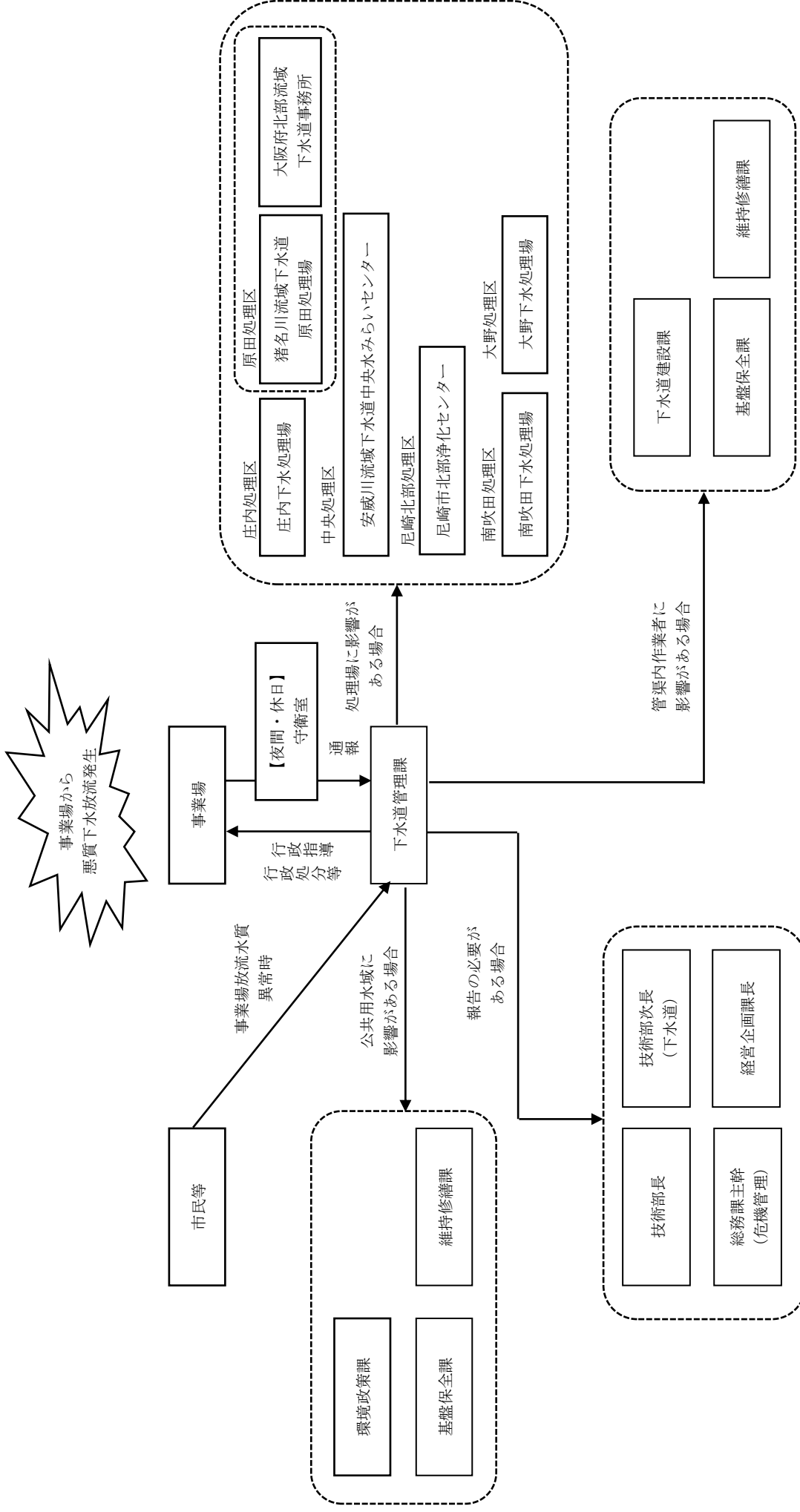
水質事故発生時の緊急通報及び連絡体制 (①処理場に悪質下水が流入した場合)



※以降の連絡体制は、「事故もしくは災害初期活動に関する要綱 (図表4 情報処理連絡体制)」参照

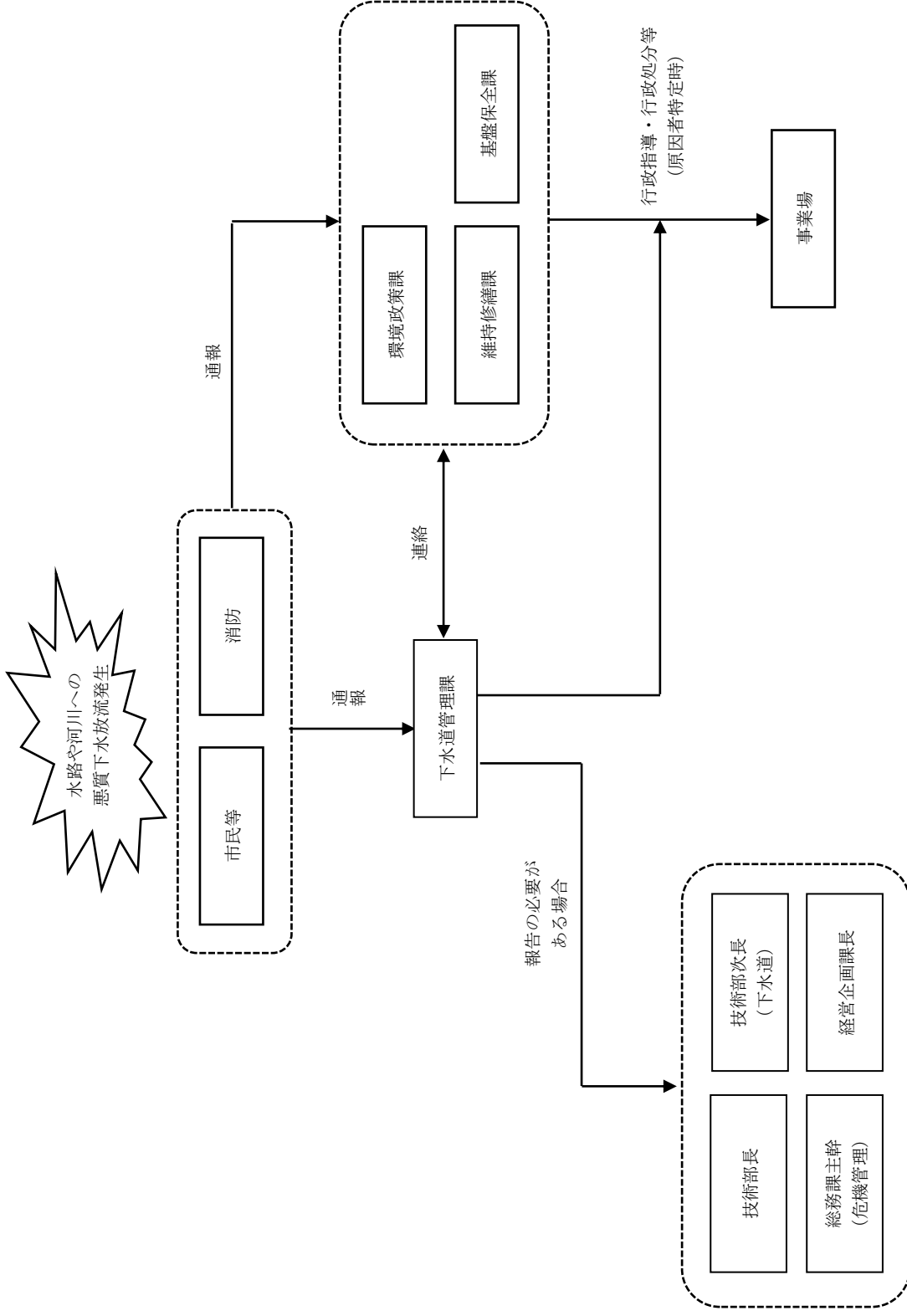
★これ以外に、安威川流域下水道中央水みらいセンター (中央処理区)、尼崎市北部浄化センター (尼崎北部処理区)、南吹田下水道処理場 (南吹田処理区)、大野下水道処理場 (大野処理区) がある。

水質事故発生時の緊急通報及び連絡体制 (②事業場から基準を超過した悪質下水が放流された場合)



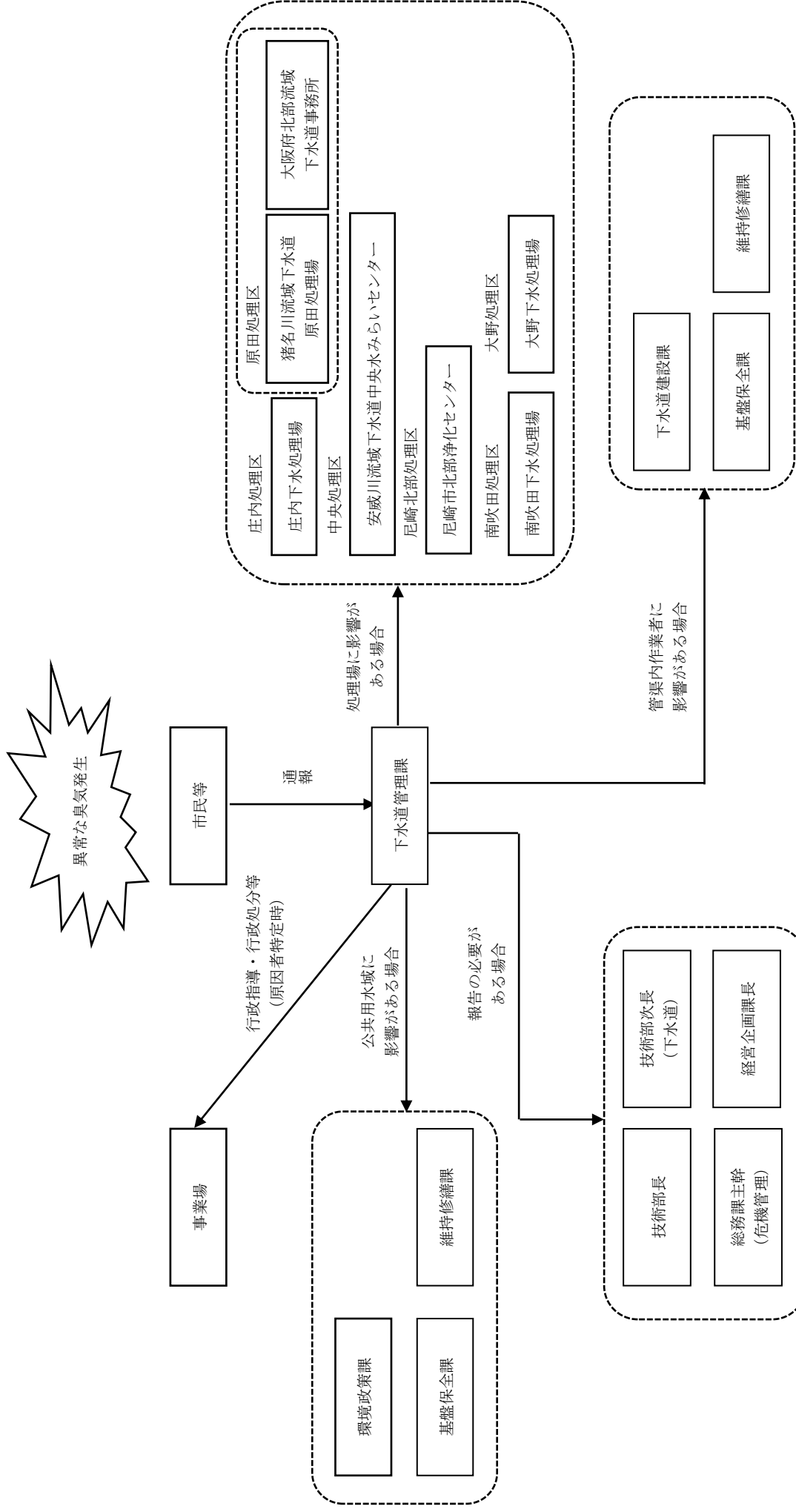
※以降の連絡体制は、「事故もしくは災害初期活動に関する要綱 (図表4 情報処理連絡体制)」参照

水質事故発生時の緊急通報及び連絡体制 (③水路や河川に悪質下水が放流された場合)



※以降の連絡体制は、「事故もしくは災害初期活動に関する要綱 (図表4 情報処理連絡体制)」参照

水質事故発生時の緊急通報及び連絡体制（④異常な臭気（下水の臭気以外）がする場合）



※以降の連絡体制は、「事故もしくは災害初期活動に関する要綱（図表4 情報処理連絡体制）」参照

関係機関緊急連絡先

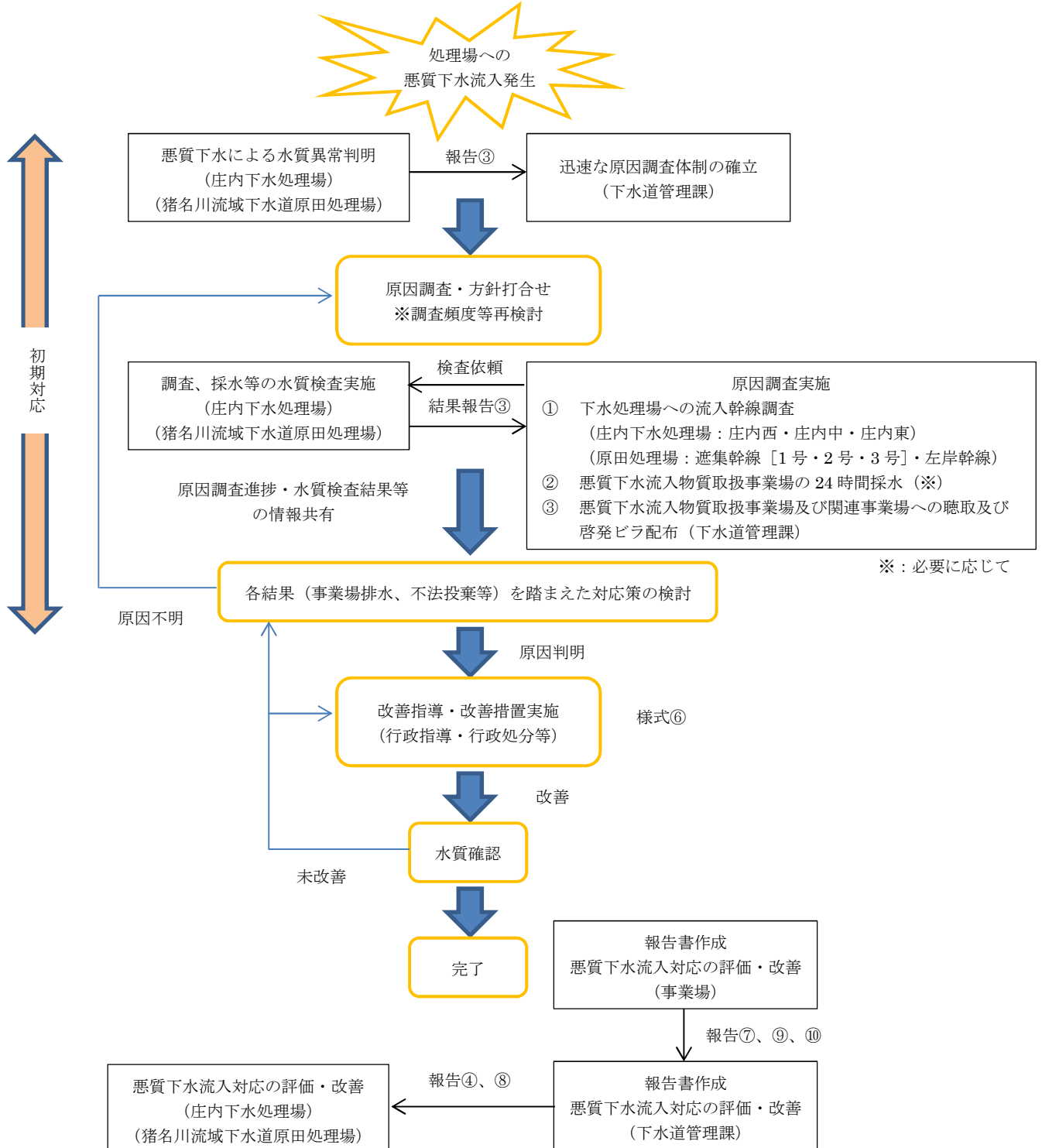
担当部署		担当課	電話番号	FAX
豊中市	上下水道局 経営部	総務課	06-6858-2911	06-6858-4883
		経営企画課	06-6858-2921	06-6858-4883
	上下水道局 技術部	下水道施設課	06-6331-0017	06-6334-9258
		猪名川流域下水道事務所 維持課	06-6841-1100	06-6841-3094
		下水道建設課	06-6858-2955	06-6846-5830
	環境部	環境政策課	06-6858-2105	06-6842-2802
	都市基盤部	基盤保全課	06-6858-2381	06-6854-0492
維持修繕課		06-6843-3100	06-6845-5814	
大阪府	北部流域下水道事務所	安威川流域下水道 中央水みらいセンター	072-633-5031	072-637-3510
大阪市	建設局 北部方面管理事務所	大野下水処理場	06-6474-5788	06-6474-0731
尼崎市	公営企業局 下水道部	北部浄化センター	06-6499-4515	06-6493-5650
吹田市	下水道部 水再生室	南吹田下水処理場	06-6384-5855	06-6384-1005

その他の関係機関緊急連絡先

担当部署		担当課	電話番号	FAX
豊中市	健康医療部	健康政策課	06-6152-7307	06-6152-7328
		危機管理課	06-6858-2683	06-6858-2667
	都市経営部	広報戦略課	06-6858-2028	06-6842-2810
	市議会事務局	総務課	06-6858-2630	06-6846-5525
	消防局	北消防署	06-6853-2345	06-6857-4119
		南消防署	06-6334-3451	06-6331-0119
		新千里消防署	06-6872-0119	06-6872-0196
大阪府	北部流域下水道事務所	維持管理課	072-620-6748	072-620-6676
国土交通省	近畿地方整備局	猪名川河川事務所	072-751-1986	072-753-8472
神崎川水質汚濁 対策連絡協議会	国土交通省 近畿地方整備局	河川部 河川環境課	06-6942-1141	06-6943-1629
警察	豊中警察署		06-6849-1234	06-6854-4292
	豊中南警察署		06-6334-1234	06-6336-6126

水質事故発生時の対応方法

(①処理場に悪質下水が流入した場合)

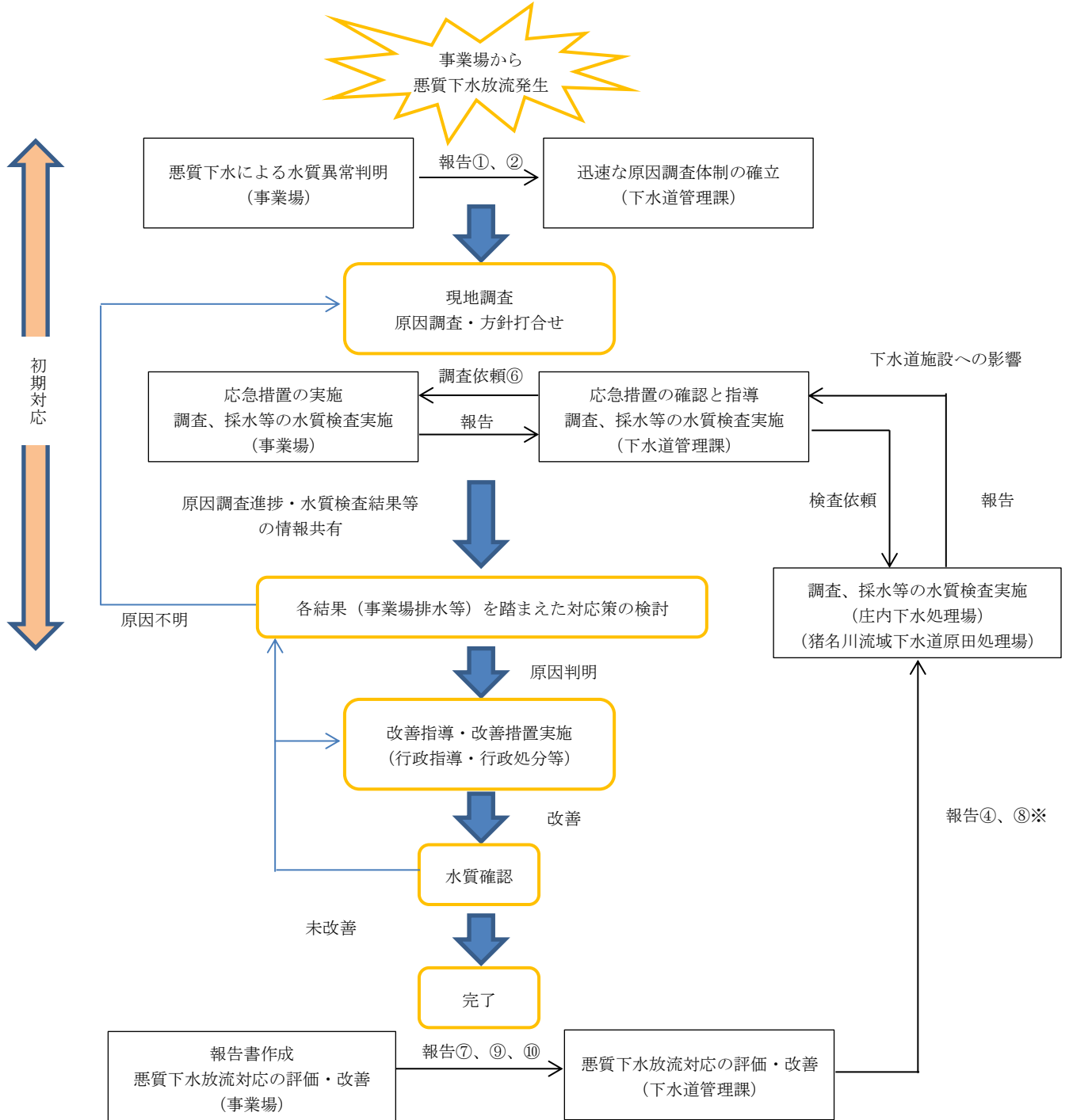


【様式】

- ③：悪質下水流入概要報告書(処理場用：悪質下水流入時)
- ④：有害物質流入事故の通知書(局内用：流域下水道管理者への通知)
- ⑥：応急措置命令書(局内用：応急措置未実施時等)
- ⑦：事故届出書(事業場用：事故対応終了時)
- ⑧：事故対応報告書(局内用：事故対応終了時)
- ⑨：事故再発防止措置計画届出書(事業場用：事後対策時)
- ⑩：事故再発防止措置完了届出書(事業場用：事後対策時)

水質事故発生時の対応方法

(②事業場から排除基準を超過した悪質下水が放流された場合)

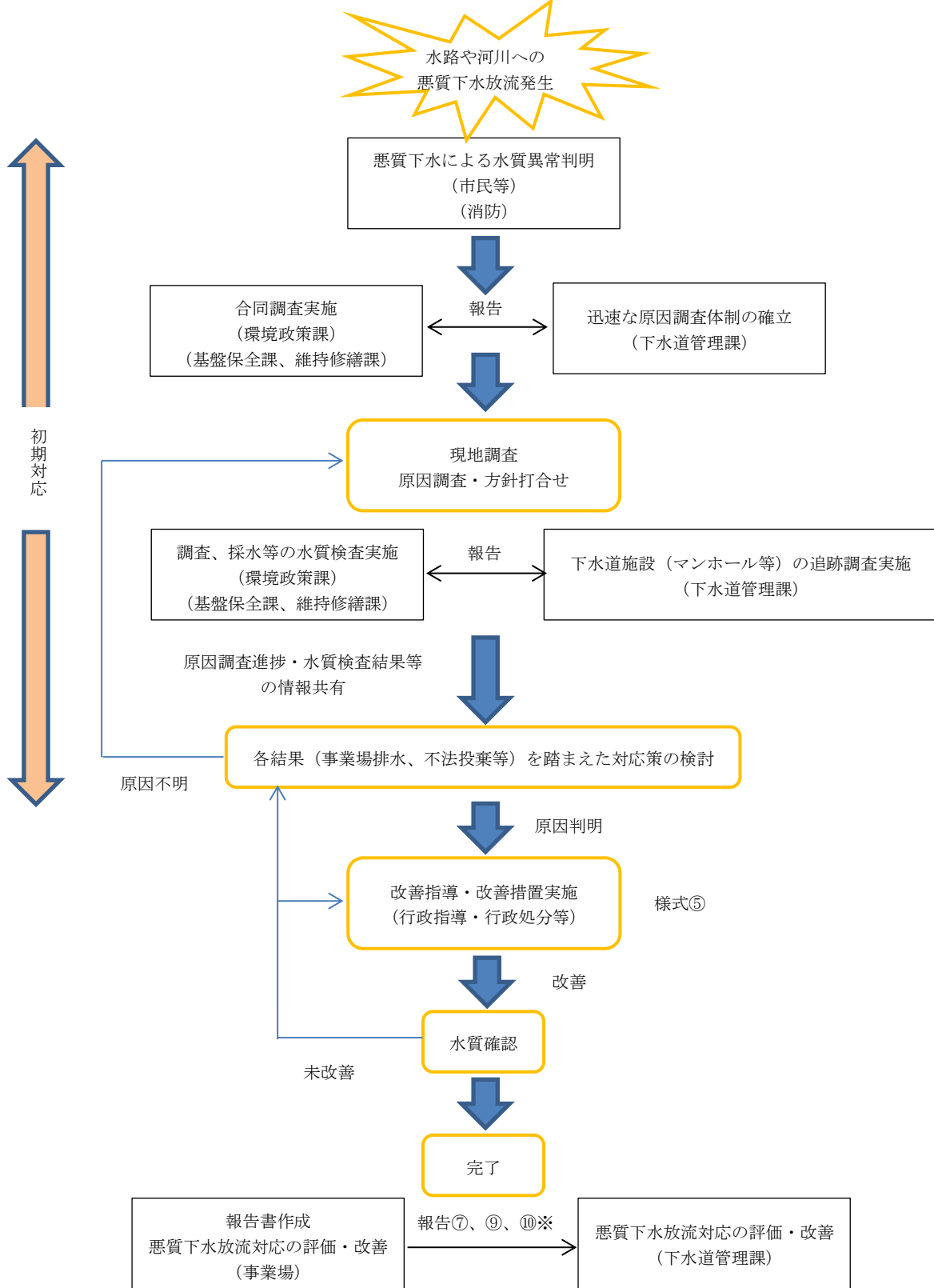


【様式】

- ①：有害物質等流入事故通報受信用紙（局内用：通報時）
- ②：水質事故時通信票（事業場用：事故発生時）
- ④：有害物質流入事故の通知書（局内用：流域下水道管理者への通知 ※必要に応じて）
- ⑥：応急措置命令書（局内用：応急措置未実施時等）
- ⑦：事故届出書（事業場用：事故対応終了時）
- ⑧：事故対応報告書（局内用：事故対応終了時 ※必要に応じて）
- ⑨：事故再発防止措置計画届出書（事業場用：事後対策時）
- ⑩：事故再発防止措置完了届出書（事業場用：事後対策時）

水質事故発生時の対応方法

(③水路や河川に悪質下水が放流された場合)

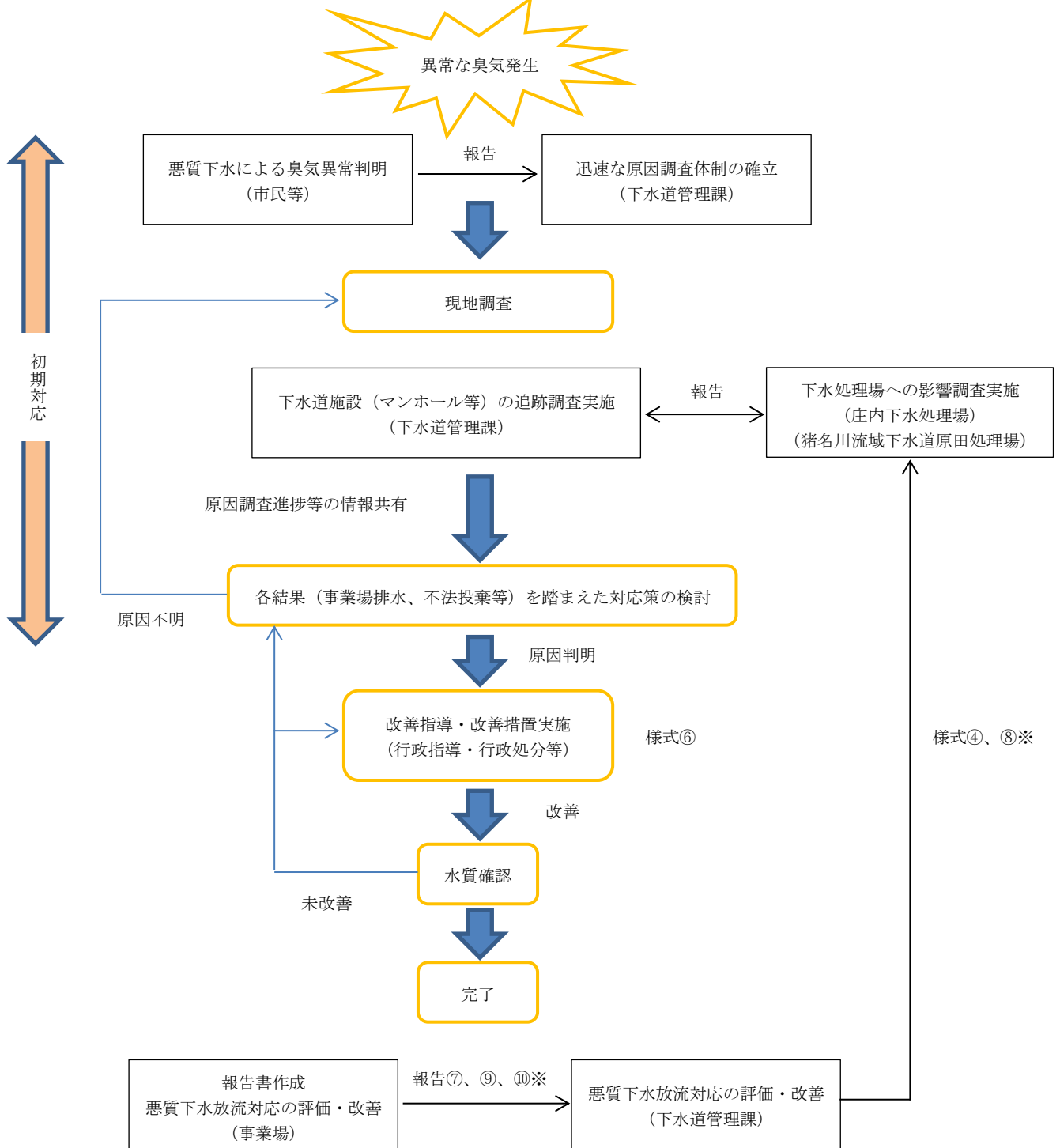


【様式】

- ⑤：応急措置命令書（局内用：応急措置未実施時等）
- ⑦：事故届出書（事業場用：事故対応終了時 ※必要に応じて）
- ⑨：事故再発防止措置計画届出書（事業場用：事後対策時 ※必要に応じて）
- ⑩：事故再発防止措置完了届出書（事業場用：事後対策時 ※必要に応じて）

水質事故発生時の対応方法

(④異常な臭気(下水の臭気以外)がした場合)



【様式】

- ④：有害物質流入事故の通知書（局内用：流域下水道管理者への通知 ※必要に応じて）
- ⑥：応急措置命令書（局内用：応急措置未実施時等）
- ⑦：事故届出書（事業場用：事故対応終了時 ※必要に応じて）
- ⑧：事故対応報告書（局内用：事故対応終了時 ※必要に応じて）
- ⑨：事故再発防止措置計画届出書（事業場用：事後対策時 ※必要に応じて）
- ⑩：事故再発防止措置完了届出書（事業場用：事後対策時 ※必要に応じて）

事故対応に必要な資機材リスト

	項目	細分類	携帯品	備考	
<input type="checkbox"/>	地形情報		下水道台帳		
<input type="checkbox"/>			道路地図などの一般的な地図		
<input type="checkbox"/>	調査機器	分析機器	pH 試験紙		
<input type="checkbox"/>			水温計		
<input type="checkbox"/>			簡易分析	遊離シアン	
<input type="checkbox"/>				六価クロム	
<input type="checkbox"/>				ほう素	
<input type="checkbox"/>				ふっ素（遊離）	
<input type="checkbox"/>				フェノール	
<input type="checkbox"/>				銅	
<input type="checkbox"/>				亜鉛	
<input type="checkbox"/>				全クロム	
<input type="checkbox"/>				アンモニア性窒素	
<input type="checkbox"/>				遊離残留塩素	
<input type="checkbox"/>			溶存酸素		
<input type="checkbox"/>			採水採取器 保存容器	ガラス容器（1L）	精密分析用
<input type="checkbox"/>		ポリ容器（2L）		精密分析用	
<input type="checkbox"/>		自動採水器（ストレーナ付き）		24時間採水用	
<input type="checkbox"/>		採水用バケツ（ひも付き）			
<input type="checkbox"/>		長柄杓			
<input type="checkbox"/>		スコップ			
<input type="checkbox"/>		懐中電灯			
<input type="checkbox"/>	胴付長靴				
<input type="checkbox"/>	手袋・ゴム手袋				
<input type="checkbox"/>	発生源調査	手鉤（マンホールキー）		マンホール開閉用	
<input type="checkbox"/>		ガス検知器	管渠内の酸素や有毒ガスの濃度を確認		
<input type="checkbox"/>		ガス検知管			
<input type="checkbox"/>		停止表示機材	道路交通上の安全を確保する機材		
<input type="checkbox"/>		三角コーン			
<input type="checkbox"/>		迂回表示板			
<input type="checkbox"/>		作業灯			
<input type="checkbox"/>		土のう			
<input type="checkbox"/>		監視柵用堰板			
<input type="checkbox"/>		身分証明書			
<input type="checkbox"/>	立入検査証				
<input type="checkbox"/>	記録保存	カメラ			
<input type="checkbox"/>		筆記用具			
<input type="checkbox"/>		記録用紙			
<input type="checkbox"/>		メジャー・巻尺			
<input type="checkbox"/>	通信機器		携帯電話		

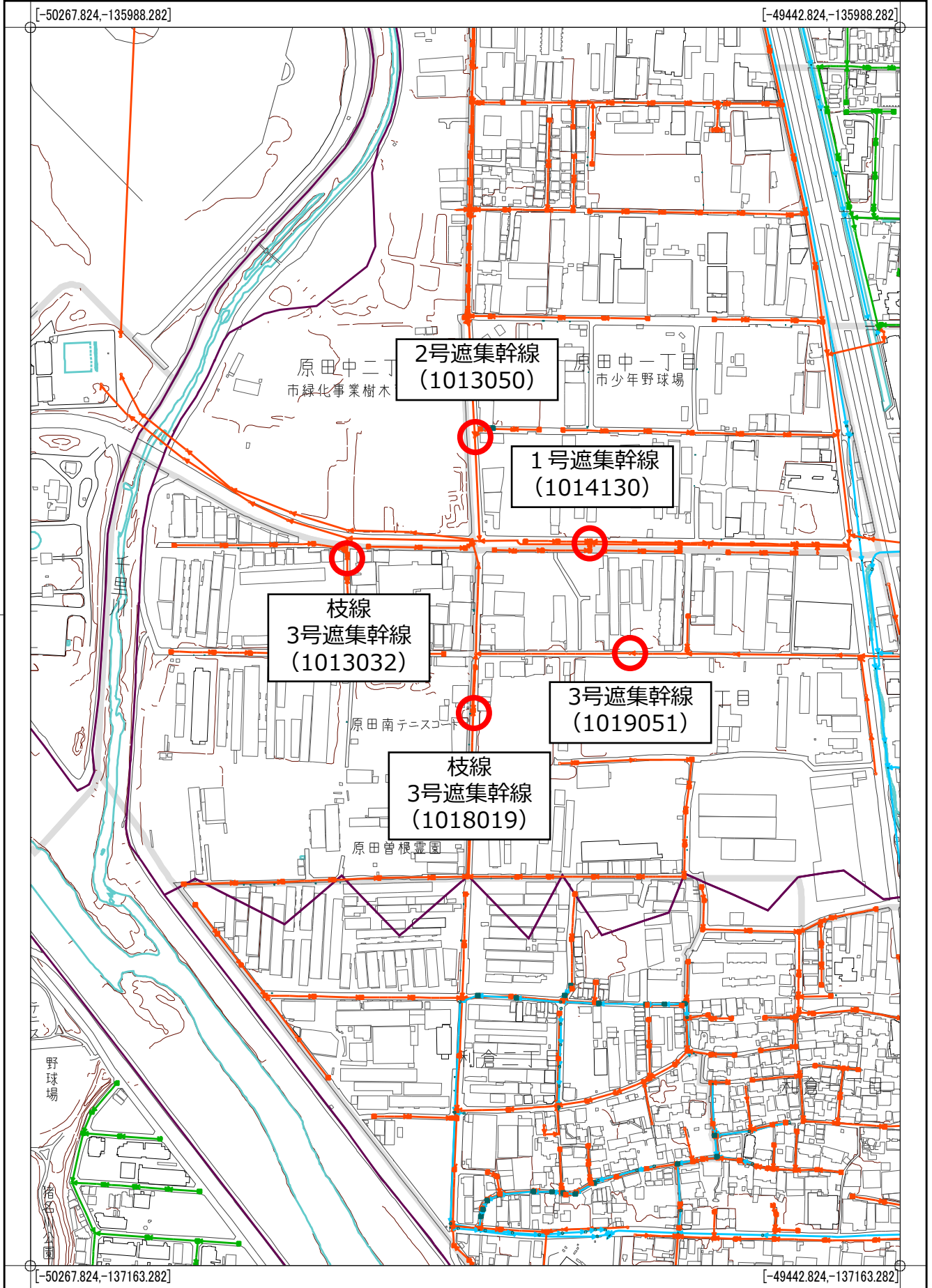
複写禁止

この出力図に記載されている情報は
局内の資料に基づいて作成したま
であり、事実と相違する場合があ
ますので取り扱いにご注意くださ

原田処理場への流入幹線調査箇所

座標値[X(East),Y(North)] 単位(m)

回転 0°

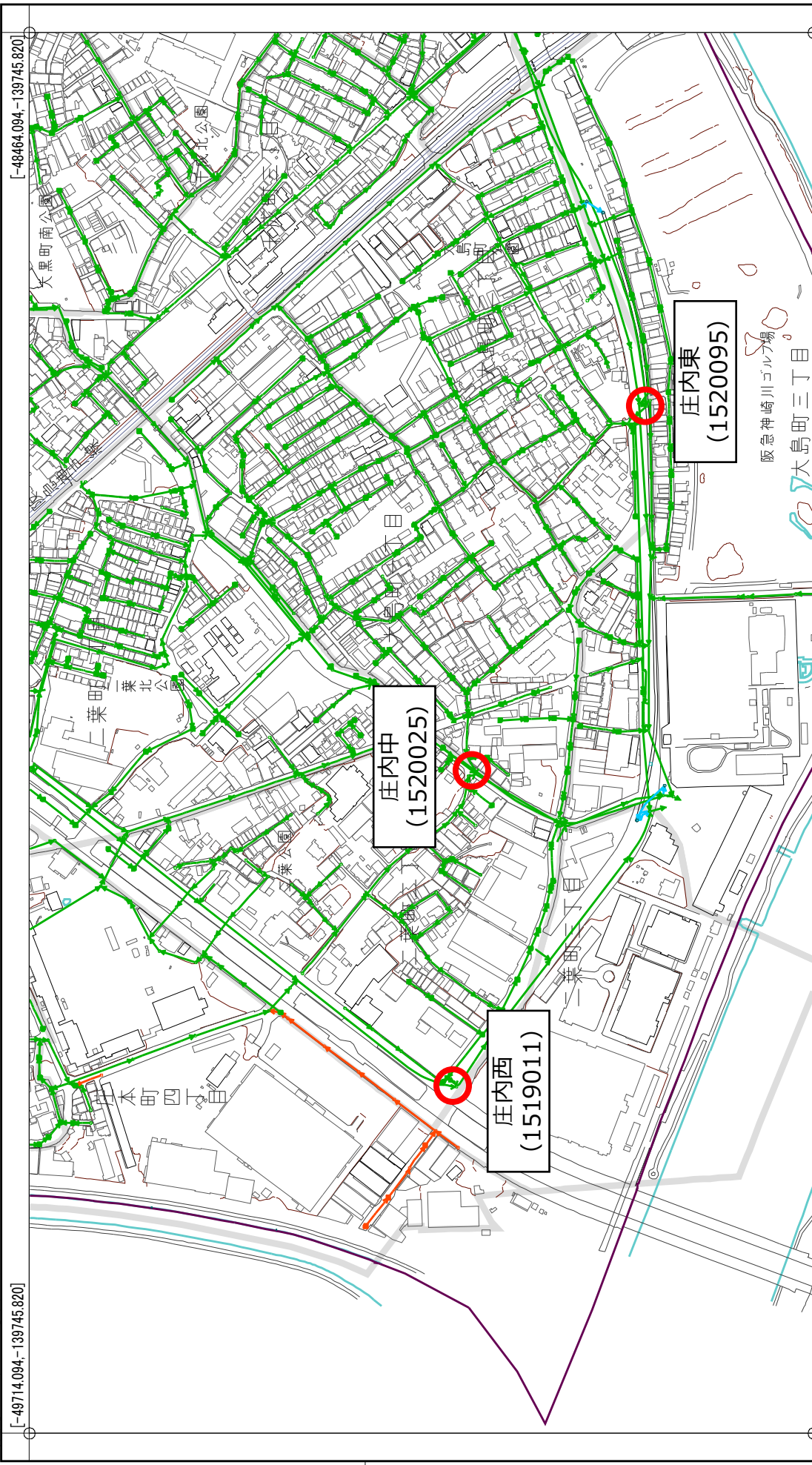


庄内下水処理場への流入幹線調査箇所

この出力図に記載されている情報は局内の資料に基づいて作成したものであり、事実と相違する場合がありますので取扱いにご注意ください。

複写禁止

座標値[X(East),Y(North)]単位(m)



様式1

有害物質等流入事故通報受信用紙

年 月 日

受付	受付日 年 月 日		受付者氏名	
	□電話 □FAX □その他 ()		()	
通報者	特定事業場名 :			
	通報者氏名 (職員の場合は氏名と所属) :			
	連絡先 TEL : - - 、 FAX : - -			
事故概要	発生 (発見) 日時 年 月 日 : ~ :			
	事故発生場所 (事業場名)			
	下水道に流入した有害物質 (わかる範囲で)			
事故の内容				
	【想定される下水道への影響】			
応急の措置				
通報先	□警察 ()		□河川管理者 ()	
	□消防 ()		□その他 ()	
	□環境部局 ()			
処理区名		影響のある 流域幹線名 (接続点番号)		
市町村担当者 (連絡窓口)	所属 :	電話番号 :		
	氏名 :	FAX 番号 :		
備考				

※ : 流域関連公共下水道用

様式 3

悪質下水流入概要報告書

第 報 (年 月 日 時 分現在)

担当 豊中市上下水道局 課 氏名 : _____

連絡先電話番号 : _____ E-mail : _____

発生日時	年 月 日 時 頃
発生場所	
悪質下水の状況	
悪質下水の 原因等	悪質下水の原因及び原因者 原因物質とその量
悪質下水への 対応状況	<input type="checkbox"/> 下水道管理者自らが行う緊急的な措置 () <input type="checkbox"/> 関係機関への連絡 () <input type="checkbox"/> 関係機関の取った緊急措置 () <input type="checkbox"/> マスコミ対応 () <input type="checkbox"/> 今後の対応その他 ()
影響範囲	水道原水等利水への影響 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

様式4（流域関連公共下水道用）

有害物質流入事故の通知書

年 月 日

大阪府北部流域下水道事務所長 様

豊中市上下水道事業管理者

下水道法第12条の9の規定により、事故の状況および事故に対して講じた措置等の届出がありましたので、同法12条の10第2項の規定により通知します。

通知事項	<input type="checkbox"/> 様式3 事故届出書 <input type="checkbox"/> 様式4 事故対応報告書 <input type="checkbox"/> 様式5 事故再発防止措置計画届出書		
事実発生日	令和 年 月 日		
事業場の名称 (所在地)	()	流入実態調査に おける図中番号	()
処理区名		流域幹線名 (接続点番号)	()
市町村担当者	所属		氏名
	TEL	- -	FAX - -
添付書類	① 事業所の所在地が分かる図面（住宅地図等） ② 流域下水道流入工場台帳No.1、No.2 ③ 各届出様式 ④ その他、流域下水道事務所が指示した書面等		
その他			
備考			

※ それぞれ、事業所から届出があった毎に通知すること。

※ 様式3、様式4、様式5とは、有害物質等事故対応マニュアルによる様式番号である。

様式 5

現場調査記録用紙

年 月 日

立 入	立入日 年 月 日		立入者氏名 ()
	□電話 □FAX □その他 ()		
立 会 者	特定事業場名 :		
	立会者氏名		
	連絡先 TEL : - - 、 FAX : - -		
事 故 状 況	発生(発見)日時 年 月 日 : ~ :		
	事故発生場所(事業場名)		
	下水道に流入した有害物質(わかる範囲で)		
応 急 措 置 の 状 況			
	【現場での指示事項】		
簡 易 水 質 測 定	測定項目 :		測定項目 :
	時刻 :		時刻 :
	測定結果 :		測定結果 :
	測定項目 :		測定項目 :
時刻 :		時刻 :	
測定結果 :		測定結果 :	
処 理 区 名		影響のある 流域幹線名 (接続点番号)	
市町村担当者 (連絡窓口)	所属 : 氏名 :	電話番号 : FAX 番号 :	
備 考			

※ : 流域関連公共下水道用

様式 6

第 号
年 (年) 月 日

豊中市上下水道事業管理者 印

応急措置命令書

については、事故時の措置を講じていないため、下水道法第 12 条の 9 第 2 項の規定により、以下のとおり応急の措置を命じます。

1. 応急措置内容

2. その他

以上

様式 7

事故届出書

年 月 日

豊中市上下水道事業管理者 様

住所

法人又は代表者氏名

下水道法第 12 条の 9 の規定により、事故の状況及び事故に対して講じた措置について、届け出ます。

特定事業場名称						
事業場の所在地						
汚水の発生施設 管理責任者（窓口）		氏名			国家資格の有無	
		TEL	—	—	FAX	—
事故 状 況	事故の発生日時					
	事故の発見方法					
	事業場内の 事故の発生場所					
	発生原因	自然災害・施設の老朽化・操作ミス・その他（ ）				
	下水道に流入 した有害物質等					
	下水道への流入 物質（推定）	mg（負荷量として）				
		流入水量 計	m ³ ・ 流入水濃度			mg/L
	応急措置の 内容					
	連絡先	<input type="checkbox"/> 警察（ ）	<input type="checkbox"/> 河川管理者（ ）			
		<input type="checkbox"/> 消防（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）			
<input type="checkbox"/> 環境部局（ ）		（ ）				
事故対応の 問合せ先	氏名					
	TEL	—	—	FAX	—	—
備 考						

様式 8

事故対応報告書

年 月 日

所属

報告書作成者氏名

事故の概要	事故発生場所	
事故発生等 日時	発生日時	
	終了日時	
	対応時間	
事故内容	事故発生原因	
	下水道に流入 した有害物質等	
	下水道への 流入量	
事故の認知		
影響の判断		
関係機関への 連絡		
体制づくり		
事業場での 応急措置		
下水道施設 での対策		
事故対応 概算費用		

様式 9

事故再発防止措置計画届出書

年 月 日

豊中市上下水道事業管理者 様

住所

法人又は代表者氏名

先般、下水道法第 12 条の 9 の規定により届け出した事故の結果を踏まえ、事故の再発防止のための計画について、次のとおり届け出ます。

特定事業場名称				
事業場の所在地				
汚水発生施設等 管理責任者（窓口）	氏名		国家資格の有無	
	TEL	— —	FAX	— —
事故発生原因				
事故再発防止のための 計画内容				
措置完了予定年月日				
備 考				

様式10

事故再発防止措置完了届出書

年 月 日

豊中市上下水道事業管理者 様

住所

法人又は代表者氏名

先般、届出した事故再発防止措置計画書について、措置が完了したため届け出ます。

特定事業場名称				
事業場の所在地				
汚水発生施設等 管理責任者（窓口）	氏名		国家資格の有無	
	TEL	— —	FAX	— —
事故発生原因				
事故再発防止のための 措置内容				
措置完了年月日				
備 考				

資料－10 用語集

悪質下水：下水道施設に損傷を与えるおそれのある下水或いは放流水の水質を法第8条の技術上の基準に適合させることを困難にさせるおそれのある下水

排除基準：法第12条の2第1項、豊中市下水道条例（以下、「条例」という。）第10条及び条例第10条の2に規定する基準

排水基準：水質汚濁防止法、大阪府生活環境の保全に関する条例、大阪府上乗せ条例、大阪府総量規制に規定する基準

特定施設：法第11条の2第2項に規定する水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項第6号に規定する水質基準対象施設

特定事業場：法第12条の2第1項に規定する特定施設を設置する工場または事業場

非特定事業場：特定事業場でない事業場

除害施設：法第12条第1項に規定する下水による障害を除去するために必要な施設

緊急対応基準：事業場が有害物質の排除基準を超過するまたはそのおそれがあると設定した処理場の流入水質基準

流入管理基準：処理場の放流水の排水基準を超過するまたはそのおそれがあると設定した処理場の流入水質基準

放流管理基準：処理場の放流水の排水基準を超過するまたはそのおそれがあると設定した処理場の放流水質基準

直罰対象事業場：法第12条の2第1項及び条例第10条に規定する基準に係る特定事業場

除害施設設置対象事業場：条例第10条の2に規定する基準の規制に係る事業場

法第11条の2第1項対象事業場：法第11条の2第1項に規定する事業場

1日最大50m³以上の汚水を排除する事業場または除外
施設設置対象事業場

監視対象事業場：特定事業場、除害施設設置対象事業場及び法第11条の2第1項対象事業
場

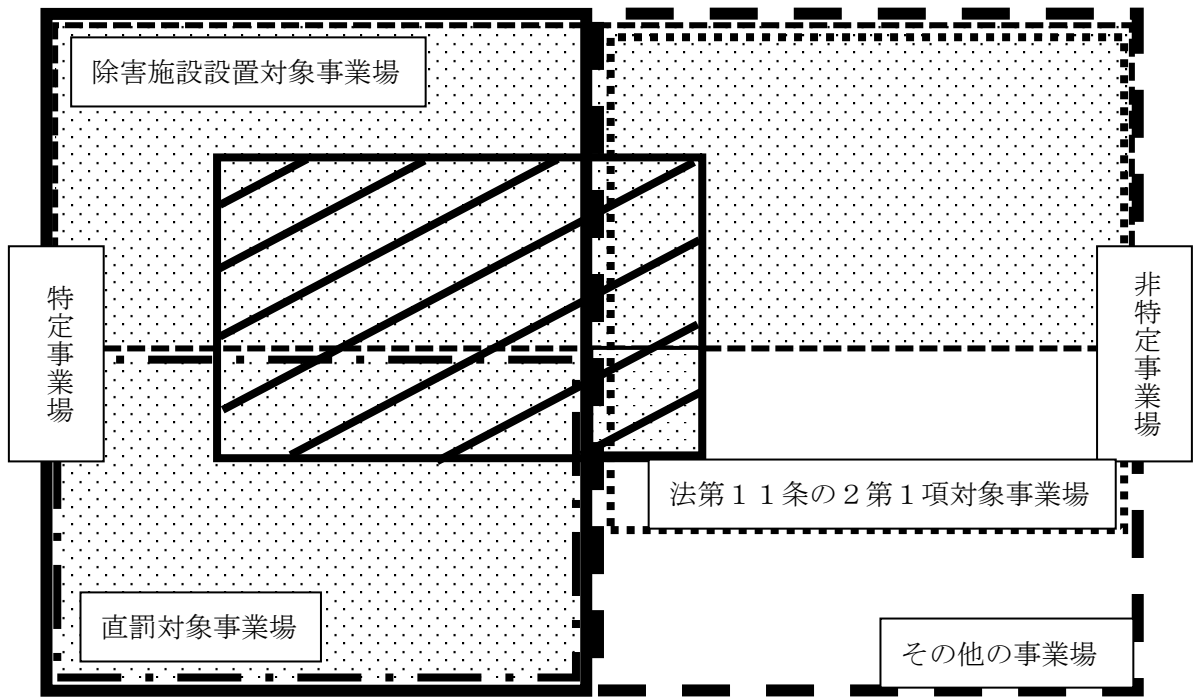
水質検査対象事業場：監視対象事業場のうち、特定施設の運転管理、除害施設の維持管理を
適切に実施しないと排除基準を超過するまたはその恐れがある事業
場




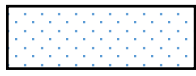
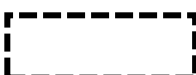

立入検査対象事業場：特定事業場、除害施設設置対象事業場及び法第11条の2第1項対象
事業場のうち特に監視が必要な事業場

水質事故：装置の破損、漏れ等により悪質下水が下水道施設に流出するような事態

「有害物質」及び「油」：法第12条の9第1項に規定する水質濁防止法施行令第2条各号
に掲げる物質及びダイオキシン類並びに同令第3条の4各号に掲
げる油

自主検査：法12条の12に規定する特定事業場が実施する水質検査



特定事業場	
非特定事業場	
水質検査	
立入検査	
除害施設設置対象事業場	
直罰対象事業場	
法第11条の2第1項対象事業場	